

○横浜市水道局電気工作物保安規程

平成15年11月12日

水道局達第10号

改正 平成16年4月水道局達第7号

平成19年3月水道局達第3号

平成19年11月水道局達第12号

平成21年9月水道局達第20号

平成23年11月水道局達第10号

平成27年4月水道局達第3号

令和3年3月31日水道局達第4号

令和4年9月30日水道局達第6号

令和6年4月1日水道局達第7号

局内一般

横浜市水道局電気工作物保安規程を次のように定める。

横浜市水道局電気工作物保安規程

横浜市水道局電気工作物保安規程（昭和58年3月水道局達第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、横浜市水道局（以下「局」という。）において設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「保安」という。）についての基本事項を定めることによって、電気工作物の保安の確保に万全を期すことを目的とする。

（保安管理組織）

第2条 電気工作物の保安管理組織は、別に定めるものとする。

（総括管理者の職務等）

第3条 電気工作物を有する施設の保安に係る事務を総括管理するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、水道技術管理者とする。

3 総括管理者は、第5条第3項第1号の規定による意見又は助言を尊重しなければならない。

（主任技術者の選任）

第4条 法第43条に規定する電気工作物の主任技術者は、横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号。以下「事務分掌規程」という。）に定める係長（係に準ずる事業所の所長を含む。）の職以上にある者の中から水道事業管理者が選任する。

（主任技術者の職務等）

第5条 主任技術者は、法令に定めるもののほか、総括管理者を補佐し、この規程の定めるところにより、電気工作物の保安の監督に係る事務を担当するものとする。

2 主任技術者に事故があるとき、又は主任技術者が欠けたときは、あらかじめ水道事業管理者が指定する職員がその職務を代行するものとする。

3 主任技術者は、別に定めがあるものを除くほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 電気工作物の保安に関し、総括管理者に意見を述べ、又は助言すること。
- (2) 電気工作物の保安に従事する者に対し、電気工作物の保安のために必要な指示をすること。
- (3) 第26条の規定に基づき水道事業管理者が必要な事項を定める場合に参画すること。
- (4) 法令に基づいて関係官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係する場合は、その書類の作成に参画すること。
- (5) 法令に基づいて関係官庁が行う検査に立ち会うこと。

（主任技術者の解任）

第6条 水道事業管理者は、主任技術者が次のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 病気等により職務の遂行が困難と認められるとき。
- (2) 法令若しくはこの規程に違反したとき、又はその職務を怠ったことにより、電気工作物の保安の確保ができないと認められるとき。
- (3) 職員の職又は身分に変動があったことにより、主任技術者の職務を行うことが困難又は不相当と認められるとき。
- (4) その他水道事業管理者が必要と認めたとき。

（電気主任の職務等）

第7条 水道事業管理者は、主任技術者の職務を補佐させるため、電気主任を選任することができる。

2 電気主任の職務の範囲等は、別に定める。

3 電気主任の解任は、前条に準ずる。

（職員の職務等）

第8条 第2条に定める保安管理組織に規定する組織の長（総括管理者を除き、施設の長を含む。以下「施設管理者」という。）は、事務分掌規程その他の規程に定めるそれぞれの職務に応じ、電気工作物の保安に関して責任を有するものとし、必要な指示をしなければならない。

2 電気工作物の保安に従事する者（前項に規定する者を除く。以下「保安担当職員」という。）は、前項の規定に準じ、それぞれその職務を遂行しなければならない。

3 前2項に規定する者は、第5条第3項第2号の規定に基づく主任技術者の指示に従わなければならない。

（保安教育）

第9条 総括管理者は、保安担当職員に対し、法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとする。

2 主任技術者は、保安担当職員に対し、日常実務に関する知識及び技能の指導を行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第10条 総括管理者は、保安担当職員に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について、少なくとも毎年1回主任技術者の参画のもとに実地指導訓練を行うものとする。

（工事計画）

第11条 総括管理者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、毎年度電気工作物の主要な修繕又は改良工事計画を定めるものとする。

2 総括管理者は、電気工作物の設置又は前項に規定する工事計画の立案に当たっては、主任技術者に意見を求めるものとする。

（工事の施行）

第12条 総括管理者は、電気工作物に関する工事（以下「工事」という。）の施行に当たっては、主任技術者に協議するものとする。

2 工事を監督する者は、安全管理組織、有資格者及び作業責任者を確認し、常に電気工作物の保安に関する責任の所在を明確にしておかななければならない。

3 工事を監督する者は、その保安を確保するため横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則に定める作業心得によって行われるようにしなければならない。

4 前項の作業心得は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 停電の範囲及び時間並びに作業用器具等の準備状況の確認

- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止措置
- (4) 作業責任者及びその責任範囲
- (5) 作業終了時の点検及び測定
- (6) その他必要な事項

5 工事を監督する者は工事のしゅん工に当たり、主任技術者においてこれを検査し、保安に関して支障がないことの確認を受けなければならない。

(事前検査)

第13条 電気工作物の使用を開始するときは、主任技術者がその検査をしなければならない。

(使用前自主検査)

第14条 法令に定める使用前自主検査の実施体制、実施方法及び記録の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(巡視、点検、測定、サイバーセキュリティの確保等)

第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検、測定及びサイバーセキュリティの確保は、別に定める基準により行うものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の保安監督を行うに当たっては、日常業務等と調整を図り、年度ごとに実施計画を作成し総括管理者の承認を得て実施するものとする。

(技術基準の維持等)

第16条 保安担当職員は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない箇所その他保安上不備な箇所が判明したときは、臨機の措置を講ずるとともに、その旨を主任技術者に報告しなければならない。

2 主任技術者は、前項の報告を受けたときは、必要な指示を保安担当職員にするとともに、必要に応じ当該電気工作物を修理し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講ずるための手続をとらなければならない。

3 主任技術者は、急迫した事態では前項の規定する手続をとることなく、直ちに電気工作物の使用を停止し、又は制限することができる。

(事故の再発防止)

第17条 保安担当職員は、電気工作物に事故その他の異常が発生した場合は、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに、その旨を主任技術者に報告しなければならない。

2 主任技術者は、前項の報告を受けたときは、必要な指示を保安担当職員又は施設管理

者にするとともに、必要に応じ、臨時に精密検査を行って原因を究明し、事故の再発を防止する措置を講ずるための手続をとらなければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項に規定する異常が発生した場合について準用する。

(運転又は操作の基準)

第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は、前2条及び第20条に規定するものを除き、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びにその指揮系統及び連絡系統

(2) 電気工作物の軽微な事故の修理又は使用停止若しくは使用制限等の応急措置及びその報告又は連絡

(3) 電気事業者との連絡

(4) 事故その他の異常時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

(発電機の長期停止時の措置)

第18条の2 発電機を長期間停止する場合は、水力設備を含む設備の保全を図るとともに、運転を再開するときに所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転を行い保安に万全を尽くすものとする。

(防災体制)

第19条 水道事業管理者及び総括管理者は、非常災害その他の災害に備えて、あらかじめ電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

2 施設管理者は、緊急時連絡体制を施設ごとに掲示をしておくものとする。

(災害に対する措置)

第20条 保安担当職員は、非常災害その他の災害が発生した場合は、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに、その旨を主任技術者及び施設管理者に報告しなければならない。

2 主任技術者は、非常災害その他の災害が発生したときは、電気工作物の保安を確保するため、総括管理者の指揮監督のもとに必要な指示を行うものとする。

3 第16条第3項の規定は、前項に規定する災害が発生した場合について準用する。

(測定器具類の整備等)

第21条 電気工作物の保安上必要とする備品及び測定器具類は、常に整備し、適当な場所に保管しなければならない。

(記録)

第22条 保安担当職員は、総括管理者が定めるところにより、電気工作物の保安に関する次に掲げる事項について記録しておかなければならない。

- (1) 補修工事に関する事項
- (2) 巡視、点検及び測定に関する事項
- (3) 運転及び操作に関する事項
- (4) 事故及び災害に関する事項
- (5) その他必要な事項

(書類)

第23条 電気工作物に関する図面等の完成図書及び関係官庁、電気事業者等に提出した書類は、施設ごとに整備し、保存管理するものとする。

(責任の分界点)

第24条 局と電気事業者の保安上の責任分界点は、当該施設の電気需給契約による。

(危険の表示)

第25条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている箇所等であって、危険のおそれがあるところには、注意を喚起する表示をするとともに、関係者以外の立入りができないように措置しなければならない。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

附 則

この達は、平成15年11月14日から施行する。

附 則（平成16年4月水道局達第7号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月水道局達第3号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月水道局達第12号）

この達は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成21年9月水道局達第20号）

この達は、平成21年9月25日から施行する。

附 則（平成23年11月水道局達第10号）

この達は、平成23年11月28日から施行する。

附 則（平成27年4月水道局達第3号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日水道局達第4号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日水道局達第6号）

この達は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月水道局達第7号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。